

# 「スマートシティに係るデータ連携基盤等現況調査業務」仕様書

## 1 業務名

「スマートシティに係るデータ連携基盤等現況調査業務」

## 2 業務目的

兵庫県では、地域が抱える課題をデータ、ICT の利活用により解決するスマートシティの取組を県内他地域でも展開可能なモデル事業として、県・市町・企業等が連携して効果的に実施するため、スマートシティモデル事業を実施している。

スマートシティの取組を進める上で、今後検討が必要となるデータ連携基盤等にかかる国・他自治体・民間事業者の取組等に係る現況を調査することにより、効果的な施策展開につなげる。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで

## 4 業務内容

以下の項目に基づいて、現況等を調査し報告書として取りまとめること。

### (1) 調査対象

国(デジタル庁、内閣府、総務省等。以下「デジタル庁等」と言う。)、先行自治体、民間事業者

### (2) 調査手法

国(デジタル庁等)や先行自治体、民間事業者の公表資料をもとに、現況を整理した上で、調査を行うこと。アンケート調査、オンライン、架電等、調査手法は限定しない。最も効率的な手法を応募者において提案のうえ実施すること。

なお、調査内容を踏まえ、取組みが進んでいる事業者を調査対象ごとに、ヒアリングを実施すること。

### (3) 調査数

応募者において提案すること。調査精度を担保するため、予算の範囲内において可能な限り多い方が望ましい。

### (4) 調査項目

調査対象ごとに掲げる下記項目に加え、応募者において、スマートシティ推進に向けた施策展開に資すると考える調査項目を追加提案すること。

後述の先行自治体は、スーパーシティに指定、またはデジタル田園都市国家構想推進交付金(Type2,3)に採択実績がある団体とする。

(実施にあたっては、県と協議のうえ最終決定)

① 国内外のデータ連携基盤について

(ア) ブローカー(FIWARE等)の特長及び活用方法・事例

(イ) 先行自治体の状況

- ・ 先行自治体における事例について、以下の項目を踏まえ、具体的なサービス・システムを題材に、連携の流れを示すこと。なお、先行自治体は、本県と同規模以上の都道府県、県外の政令指定都市およびその他基礎自治体からそれぞれ一つ以上、対象とすること
  - ✓ 使用している認証方法やブローカーなどのビルディングブロック
  - ✓ ブローカー(API連携)との連携
  - ✓ パーソナル領域、非パーソナル領域における基盤整備の相違
- ・ 先行自治体のデータ連携基盤の機能比較
  - ✓ 「生活用データ連係に関する機能等に係る調査研究 調査報告書」掲載のブローカー要件を参照

(ウ) 実装に必要な検討事項

- ・ デジタル庁等が示している資料での検討状況や方針、及び自治体間で連携する場合に検討・調整が必要な具体的な項目、その手順
- ・ 民間団体において検討が進められている場合は、その動向も盛り込むことが望ましい

② 複数サービス間で用いる共通 ID の動向

(ア) 国の方針

- ・ 国の検討方針とその現状と今後のスケジュール

(イ) 先行自治体の状況

- ・ 先行自治体における個人認証の方法、共通 ID の作成手順
- ・ 調査対象は多いほうが望ましい

(ウ) 先行自治体において活用されている(予定含む)共通 ID の比較(2種類以上)

- ・ 特徴(法的な位置づけ(公的個人認証法、電子署名法など)、マイナンバーカードの利用方法も含めること)
- ・ セキュリティ面
- ・ 導入費用
- ・ 導入容易性
- ・ 拡張性 など

(エ) 自治体間の異なる種類の共通 ID の将来的な紐付けにかかる法的・技術的課題の分析

(5) 調査結果のとりまとめ

調査結果を整理したうえで、概要版およびまとめた実績報告書を提出すること。

## 5 予算

9,200,000 円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

## 6 報告書等の納入(1)成果品

- ・調査結果報告書(A4 版・縦横問わず)
- ・上記電子データ(Word、PowerPoint のいずれか)

(2)納入先 兵庫県企画部情報政策課

(3)納入期限

令和5年3月31日(金)

## 7 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連法規を遵守すること。
- (2) この業務に関わる必要経費は、全て委託料の範囲内で処理すること。
- (3) 本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。  
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。  
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を得ずに第三者に再委託することはできない。
- (4) 調査結果や県から提供されるデータなど、事業の実施にあたって得た情報の取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (6) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。